○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針 新旧対照表

改正後	現 行		
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針		
平成20年12月25日	平成20年12月25日		
(平成23年8月30日 一部改正)	(平成23年8月30日 一部改正)		
(平成29年3月31日 一部改正)	(平成29年3月31日 一部改正)		
(平成30年7月15日 一部改正)	(平成30年7月15日 一部改正)		
(平成31年4月 1日 一部改正)	(平成31年4月 1日 一部改正)		
(令和 3年1月15日 一部改正)			
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省		
農林水産省	農林水産省		
国 土 交 通 省	国 土 交 通 省		
目次(略)	目次 (略)		
1 • 2 (略)	1・2 (略)		
3. 歷史的風致維持向上計画認定制度	3. 歴史的風致維持向上計画認定制度		
3-1. 認定の手続等	3-1. 認定の手続等		
(略)	(略)		
③歴史的風致維持向上計画の認定申請 (略)	③歴史的風致維持向上計画の認定申請 (略)		

- (1) (2) (略)
- (3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について (略)
 - 1) (略)
 - 2) 重点区域の位置及び区域(法第5条第2項第2号)
 - 1)で記述する当該市町村における歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づき、重点区域の位置及び区域を記載すること。その際は、市町村の区域内で、当該重点区域の位置及び区域を設定した根拠を明確にするとともに、構成要素となる主な文化財について記載するべきである。重点区域を複数設定する場合は、それぞれについて位置、区域及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1号。以下「文部科学省・農林水産省・国土交通省令)という。)第1条に定める重点区域の名称、面積を記載すること。

重点区域の位置及び区域の記載の方法は、地図上での表示とすること。 市町村による都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画その他の 都市計画の決定、景観法に基づく景観計画の策定、都市緑地法(昭和48 年法律第72号)、古都保存法、屋外広告物法(昭和24年法律第189 号)、文化財保護法や独自条例に基づく土地利用規制の取組が行われてい る、あるいは行うことについて、具体的な規制内容を含めて歴史的風致維 持向上計画に記載し、その旨を図等で明示すること。

重点区域の設定は、法第5条第8項第2号に規定するように、重点区域

- (1) (2) (略)
- (3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について (略)
 - 1) (略)
 - 2) 重点区域の位置及び区域(法第5条第2項第2号)
 - 1)で記述する当該市町村における歴史的風致の維持及び向上に関する 方針に基づき、重点区域の位置及び区域を記載すること。その際は、市町 村の区域内で、当該重点区域の位置及び区域を設定した根拠を明確にする とともに、構成要素となる主な文化財について記載するべきである。重点 区域を複数設定する場合は、それぞれについて位置、区域及び地域におけ る歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成20年文部科学 省・農林水産省・国土交通省令第1号。以下「文部科学省・農林水産省・ 国土交通省令」という。)第1条に定める重点区域の名称、面積を記載す ること。

重点区域の位置及び区域の記載の方法は、地図上での表示とすること。 市町村による都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画その他の 都市計画の決定、景観法に基づく景観計画の策定、都市緑地法(昭和48 年法律第72号)、古都保存法、屋外広告物法(昭和24年法律第189 号)、文化財保護法や独自条例に基づく土地利用規制の取組が行われている、あるいは行うことについて、具体的な規制内容を含めて歴史的風致維持向上計画に記載し、その旨を図等で明示すること。

重点区域の設定は、法第5条第8項第2号に規定するように、重点区域

における歴史的風致の維持及び向上が、当該区域のみならず、当該区域の存する市町村の歴史的風致の維持及び向上にとって有効かつ適切であり、市町村全体の発展につながる広域的な効果が期待されるものである必要がある。このため、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづくりの方針等との整合の状況や、当該重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果について具体的に記載すること。

また、以下の場合については、主務大臣が関係行政機関の長と協議を行うこととなる(法第5条第9項)ので、必要に応じて、以下の事項について記載すること。

○重点区域が自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に基づく国立公園及び同条第3号に基づく国定公園の区域と重複している場合には、その旨、歴史的風致維持向上計画に記載するとともに、図等で明示すること。

(削除)

(8) 3) \sim 6) (略)

7) その他主務省令で定める事項

文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1条第1項第1号から第3 号までに定める歴史的風致維持向上計画の名称、重点区域の名称、面積に における歴史的風致の維持及び向上が、当該区域のみならず、当該区域の存する市町村の歴史的風致の維持及び向上にとって有効かつ適切であり、市町村全体の発展につながる広域的な効果が期待されるものである必要がある。このため、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづくりの方針等との整合の状況や、当該重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果について具体的に記載すること。

また、以下の場合については、主務大臣が関係行政機関の長と協議を行うこととなる(法第5条第9項)ので、必要に応じて、以下の事項について記載すること。

○重点区域が自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に基づく国立公園及び同条第3号に基づく国定公園の区域と重複している場合には、その旨、歴史的風致維持向上計画に記載するとともに、図等で明示すること。

○「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 (平成19年法律第39号。以下「中小企業地域資源活用促進法」という。) 第4条の規定に基づき、各都道府県が指定した地域産業資源で、かつ、経 済産業大臣により近代化産業遺産として認定された物件等が、当該市町村 の歴史的風致の維持及び向上に関連があり、かつ、重点区域に存する場合、 該当の地域産業資源について記載すること。

(8) 3) \sim 6) (略)

7) その他主務省令で定める事項

文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1条第1項第1号から第3号 までに定める歴史的風致維持向上計画の名称、重点区域の名称、面積につ

ついてはこれまで記載されている通り。また文部科学省・農林水産省・国 十交通省令第1条第1項第4号に定める主務大臣が必要と認める事項につ いては、法第5条第2項第3号に記載される以外のソフト施策等について、 必要に応じて記載する。

(略)

(略)

(5) – 2 (略)

- ⑤-3市町村合併に伴う変更
 - (1) 認定を受けた市町村の法人格が消滅する場合

地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後 で、合併予定日の3月前から合併予定日までの間に速やかに、現に認定 を受けている市町村名で法第7条に基づく変更の認定申請を行うこと。 なお、変更の認定申請の方法等について不明な点がある場合は、早めに 相談すること。

(2) (略)

6~8 (略)

3-2. 認定基準

(略)

いてはこれまで記載されている通り。また文部科学省・農林水産省・国土 交通省令第1条第1項第4号に定める主務大臣が必要と認める事項につい ては、法5条第2項第3号に記載される以外のソフト施策等について、必 要に応じて記載する。

(略)

(略) (5)

(5)-2 (略)

- ⑤-3市町村合併に伴う変更
 - (1) 認定を受けた市町村の法人格が消滅する場合

地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後 で、合併予定日の3月前から合併予定日までの間に速やかに、現に認定 を受けている市町村名で法第11条に基づく変更の認定申請を行うこ と。なお、変更の認定申請の方法等について不明な点がある場合は、早 めに相談すること。

(2)(略)

3-2. 認定基準

(略)

②第2号基準「当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴 ②第2号基準「当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴

紙)

(別

史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること 基本方針第6章1.において、第2号基準については、

- ○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業 が盛り込まれていること。
- ○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明 されていること。

をもって判断することとされている。計画期間内において実施すべき措置として、 基本方針第5章に記載されているとおり、重点区域において、景観計画等景観法 に基づく規制措置や、高度地区等都市計画法に基づく規制措置、屋外広告物条例 等屋外広告物法に基づく規制措置が既に行われている、あるいはこのような措置 を行うことについて歴史的風致維持向上計画に位置付けることが重要である。

なお、景観計画は景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を促 進するため定める(景観法第1条、第8条)ものであり、地方公共団体において は、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければなら ないものとされていること(法第3条)を踏まえ、最初の認定計画終了後、次期 計画の認定を受けようとする場合には、原則として、当該認定までに景観計画を 策定すべきである。

具体的な規制内容については、維持及び向上すべき歴史的風致の熊様を踏まえ て市町村が自主的に決定すべきものであるが、その措置が歴史的風致の維持及び 向上に寄与する合理的な説明が必要である。

また、事業については、5. に定める各種特例措置のうち必要な事項を定める ほか、市町村における独自の事業等について適宜位置付けることが可能である。 ただし、この事業等についても、それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与する ことについての合理的な説明が必要である。

これらを受け、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづ くりの方針等との整合の状況を踏まえつつ、当該区域における歴史的風致の維持 及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果 史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること] 基本方針第6章1.において、第2号基準については、

- ○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業 が盛り込まれていること。
- ○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明 されていること。

をもって判断することとされている。計画期間内において実施すべき措置として、 基本方針第5章に記載されているとおり、重点区域において、景観計画等景観法 に基づく規制措置や、高度地区等都市計画法に基づく規制措置、屋外広告物条例 等屋外広告物法に基づく規制措置が既に行われている。あるいはこのような措置 を行うことについて歴史的風致維持向上計画に位置付けることが重要である。

なお、景観計画は景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を促 進するため定める(景観法第1条、第8条)ものであり、地方公共団体において は、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に務めなければなら ないものとされていること(法第3条)を踏まえ、最初の認定計画終了後、次期 計画の認定を受けようとする場合には、原則として、当該認定までに景観計画を 策定すべきである。

具体的な規制内容については、維持及び向上すべき歴史的風致の熊様を踏まえ て市町村が自主的に決定すべきものであるが、その措置が歴史的風致の維持及び 向上に寄与する合理的な説明が必要である。

また、事業については、5.5-2.及び5-3.に定める各種支援措置のう ち必要な事項を定めるほか、市町村における独自の事業等について適宜位置付け ることが可能である。ただし、この事業等についても、それらが歴史的風致の維 持及び向上に寄与することについての合理的な説明が必要である。

これらを受け、当該市町村の総合計画や都市計画、産業振興、観光等のまちづ くりの方針等との整合の状況を踏まえつつ、当該区域における歴史的風致の維持 及び向上のための各種施策の実施により、市町村全体に期待される広域的な効果 について具体的に記載する。

③ (略)

- 4. (略)
- 5. 認定と連携した<u>特例</u>措置 (削除)

 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc

- ④都市公園の管理の特例
 - (1) (略)
 - (2) 留意点

市町村が定める歴史的風致維持向上計画には、当該市町村の重点区域内の都道府県の管理する都市公園における、都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築であって、公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものに関する事項について、あらかじめ、当該都道府県の都市公園管理者の同意を得て記載することができることとされている。これに基づき、計画期間に限り、当該都市公園の工事等について認定市町村が実施できる。このため、都道府県にあっては、当該都市公園の全体計画を踏まえ、認定市町村の歴史的風致の維持及び向上に寄与するのみならず、当該都市公園の機能の増進に資する場合については同意すべきである。

法に基づき認定市町村が公園管理者である都道府県に代わって行う権限は、公園管理者の固有の事務である以下の1)~3)に掲げる事務以外に係る権限とされている。

について具体的に記載する。

- ③ (略)
- 4. (略)
- 5. 認定と連携した<u>支援</u>措置<u>等</u> 5-1. 法に定める特別の措置

① \sim ③ (略)

- ④都市公園の管理の特例
 - (1) (略)
 - (2) 留意点

市町村が定める歴史的風致維持向上計画には、当該市町村の重点区域内の都道府県の管理する都市公園における、都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築であって、公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものに関する事項について、あらかじめ、当該都道府県の都市公園管理者の同意を得て記載することができることとされている。これに基づき、計画期間に限り、当該都市公園の工事等について認定市町村が実施できる。このため、都道府県にあっては、当該都市公園の全体計画を踏まえ、認定市町村の歴史的風致の維持及び向上に寄与するのみならず、当該都市公園の機能の増進に資する場合については同意すべきである。

法に基づき認定市町村が公園管理者である都道府県に代わって行う権限は、<u>政令第7条第1項第1号に定めるとおり</u>都市公園法第17条第1項の 規定に基づく台帳の作成及び保管、同法第20条の規定に基づく立体都市公 1) 政令第7条第1項第1号から第5号まで関係(都市公園法に基づく公募制度関係)

都市公園法に定める飲食店、売店等の収益施設の設置・管理を行う者 を公募により選定する制度に係る同法第5条の2から第5条の8までの 規定に係る公募対象公園施設の公募設置等指針の策定、公募対象公園施 設の設置等予定者の選定、公募設置等計画の認定等に係る事務

2) 政令第7条第1項第6号から第9号まで関係

都市公園法第17条第1項の規定に基づく台帳の作成及び保管、同法第20条の規定に基づく立体都市公園の区域の設定、同法第22条第2項の規定に基づく公園一体建物に関する協定の締結の公示、同法第25条の規定に基づく公園保全立体区域の指定及びその旨の公告

3) 政令第7条第1項第10号から第12号まで関係(都市再生特別措置法に基づく公園施設設置管理協定制度関係)

都市再生特別措置法に基づく居心地が良く歩きたくなるまちなかのエリア内の都市公園において、民間事業者等が都市再生整備計画に基づく公園管理者との協定により、飲食店、売店等の収益施設を設置・管理する制度に係る同法第46条第17項の規定に基づく都市再生整備計画案の縦覧に係る市町村との協議・同意、同法第62条の3の規定に基づく公園施設設置管理協定の締結等に係る事務

認定市町村は、都道府県の都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築を行おうとするときは、対象となる都市公園の名称及び位置、公園施設の名称、位置及びその存する区域並びに都市公園の維持又は新設等の開始の日等を公示しなければならない。

費用負担については、都市公園法第12条<u>の</u>2により都道府県の管理する都市公園であれば都道府県の負担とするのが原則であるが、この場合においては法<u>第</u>25条第4項に定めるとおり認定市町村の負担とすることとしている。

園の区域の設定、同法第22条第2項の規定に基づく公園一体建物に関する協定の締結の公示、同法第25条の規定に基づく公園保全立体区域の指定及びその旨の公告以外の権限とされている。これらについては公園管理者固有の事務であることから、市町村が都市公園の維持等を行う場合であっても、権限を代行できない。

認定市町村は、都道府県の都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築を行おうとするときは、対象となる都市公園の名称及び位置、公園施設の名称、位置及びその存する区域並びに都市公園の維持又は新設等の開始の日等を公示しなければならない。

費用負担については、都市公園法第12条により都道府県の管理する都市公園であれば都道府県の負担とするのが原則であるが、この場合においては法25条第4項に定めるとおり認定市町村の負担とすることとしている。

認定市町村が権限を代行して行った処分については、都市公園法第34条第1項に基づく不服申立てができないことから、法第25条第<u>5</u>項において、認定市町村が行った処分について<u>の審査請求の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対する再審査請求すること</u>を認める規定を置いている。また罰則についても、認定市町村が公園管理者の権限を代行する場合において、本来の公園管理者が権限を行使した場合と同様の取扱いをできるよう、法第25条第6項により、都市公園法第6章の罰則に関する規定の適用について、当該認定市町村を公園管理者とみなすこととしている。

なお、計画期間が終了したが、引き続き認定市町村が権限代行により都市公園を管理する必要がある場合については、計画期間の延長について歴史的風致維持向上計画の変更申請を行うべきである。

 $5\sim9$ (略)

(削除)

認定市町村が権限を代行して行った処分については、都市公園法第34条第1項に基づく不服申立てができないことから、法第25条第4項において、認定市町村が行った処分についても国土交通大臣に対する審査請求を認める規定を置くとともに、あわせて当該市町村に対する異議申立てをすることとしている。また罰則についても、認定市町村が公園管理者の権限を代行する場合において、本来の公園管理者が権限を行使した場合と同様の取扱いをできるよう、法第25条第6項により、都市公園法第6章の罰則に関する規定の適用について、当該認定市町村を公園管理者とみなすこととしている。

なお、計画期間が終了したが、引き続き認定市町村が権限代行により都市公園を管理する必要がある場合については、計画期間の延長について歴史的風致維持向上計画の変更申請を行うべきである。

⑤~⑨ (略)

5-2. 認定と連携した支援措置の特例

国の支援措置のうち、計画の認定を要件として、支援の対象となる措置、支援項目が拡大する措置、支援要件が緩和される措置は以下のとおりであり、計画に当該支援措置を活用する取組を記載し、かつ、各支援措置において定める要件等を満たす必要がある。

①農山漁村地域整備交付金(地域用水環境整備事業)

国の登録文化財、認定計画に位置付けられた施設等、文化財として価値を 有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的価値の保全に配 慮しつつ、施設の補修等を実施するものである。

②社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)

認定計画に基づき、公園施設として整備する古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象施設に追加し、支援するものである。

③社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)

都市再生整備計画事業においては、歴史・文化を活かしたまちづくりを積極的に支援するものであるが、認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合については、都市再生整備計画事業の基幹事業への古都及び緑地保全事業、土塁・堀跡の整備、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置を行うことにより、支援を強化するものである。

④社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)

認定計画に基づく土地区画整理事業を、都市再生区画整理事業における重点地区として支援するとともに、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加するものである。

⑤社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)

都市・地域交通戦略推進事業を実施する整備地区に、認定計画に基づく重点区域(区域内で整備される施設等と密接に関連して、区域外で整備される施設を含む。)を追加し、支援するものである。

⑥社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

歴史的風致形成建造物並びに景観法に基づく景観重要建造物の保全活用及び公共施設の美装化等を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を対象区域とするものである。

⑦民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等を 含む社会実験・実証事業等を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を 本事業の対象区域の一つとするものである。

⑧集約促進景観·歷史的風致形成推進事業

歴史的風致形成建造物及び景観重要建造物の保全活用等を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を本事業の対象区域の一つとするものである。

⑨歴史的風致活用国際観光支援事業

広域観光周遊ルート形成計画において広域観光周遊ルートを形成する認定 市町村を対象とし、訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援するものである。

5-3. その他の支援措置

5-2. のほか、歴史的風致の維持及び向上に資する取組について活用できる 国の支援措置は以下のとおりである。

①地域文化財総合活用推進事業

地域の文化財の総合的な活用を推進するため、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な計画である「文化財保存活用地域計画」等の策定を行うための調査研究等の取組を支援するとともに、文化財保存活用地域計画等に基づいて実施される取組の支援や、「日本遺産」の認定地域における文化財群の総合的な整備・活用等の支援、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組の支援等を行うものである。

(削除)

②農山漁村地域整備交付金(農村集落基盤再編·整備事業)

歴史的土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために必要な整備を実施するものである。

③社会資本整備総合交付金(道路事業)

歴史的環境を保全しつつ、面的、体系的な街路整備とともに、認定計画に基づく重点区域などで無電柱化を実施するものである。

④社会資本整備総合交付金 (統合河川環境整備事業)

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行うものである。

⑤社会資本整備総合交付金 (新世代下水道支援事業制度)

雨水の利用、下水処理水の再生水としての利用のための処理施設、送水施 設等の設置を行うものや、雨水渠等を利用し、良好な水辺空間を整備するた めに、せせらぎ水路等の設置を行うもの等を支援するものである。

⑥広域観光周遊ルート形成促進事業

広域観光周遊ルート形成促進事業の実施主体(申請者)である地域の協議会において策定し認定を受けた広域観光周遊ルート形成計画に基づき実施する、訪日外国人旅行者の地方誘客を目的とした地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等、外国人旅行者の周遊促進の取組を支援するものである。

⑦まちづくりファンド支援事業

地域の資金を活用することにより、一定のエリアの価値向上に資するリノベーション等の民間によるまちづくり事業を支援するまちづくりファンドに対し、民間都市開発推進機構が出資等により支援するものである。

6 (略)

7. 歷史的風致維持向上支援法人

 $7 - 1 \sim 7 - 4$ (略)

7-5. 歴史的風致維持向上支援法人に対する監督等

法第36条第2項の規定に基づく改善命令の対象となる行為は、例えば、 歴史的風致維持向上施設の整備が不適切である場合や、農業用用排水施設 の管理が不適切である場合等をいうものである。

なお、歴史的風致維持向上支援法人に対し改善命令を行うことができるのは、法第<u>93</u>条各号に掲げる業務の運営に関し、改善が必要と認められる場合であり、同条各号に掲げる業務以外の業務に関し、改善命令が発せられるものではない。

7-6 (略)

様式第1

歷史的風致維持向上計画認定申請書

番号

6 (略)

7. 歷史的風致維持向上支援法人

 $7 - 1 \sim 7 - 4$ (略)

7-5. 歴史的風致維持向上支援法人に対する監督等

法第36条第2項の規定に基づく改善命令の対象となる行為は、例えば、 歴史的風致維持向上施設の整備が不適切である場合や、農業用用排水施設 の管理が不適切である場合等をいうものである。

なお、歴史的風致維持向上支援法人に対し改善命令を行うことができるのは、法第<u>35</u>条各号に掲げる業務の運営に関し、改善が必要と認められる場合であり、同条各号に掲げる業務以外の業務に関し、改善命令が発せられるものではない。

7-6 (略)

様式第1

歷史的風致維持向上計画認定申請書

番 号

ı		年 月 日	I	(別 年 月	紙)
文部科学大臣	殿	1)1 H	文部科学大臣	殿	1 2	, 1
農林水産大臣	殿		農林水産大臣	殿		
	殿		国土交通大臣			
	市町村長の氏名	(削除)		市町村長の氏名		印
(略)		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(略)			
様式第2			様式第 2			
	歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請書			歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請書		
		番 号			番	号
		年 月 日			年月	月日
文部科学大臣	殿		文部科学大臣	殿		
農林水産大臣	殿		農林水産大臣	殿		
国土交通大臣	殿		国土交通大臣	殿		
	市町村長の氏名	(削除)		市町村長の氏名		印
(略)			(略)			
様式第3			様式第3			
	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出書			歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出書		
		番号			番	号
		年 月 日			年 月	月日

(別 紙)

文化庁 文化資源活用課長 殿 文化庁 文化資源活用課長 殿 農林水産省 農村振興局 農村計画課長 殿 農林水産省 農村振興局 農村計画課長 殿 国土交通省 都市局 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 殿 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 殿 市町村長の氏名 (削除) 市町村長の氏名 (略) (略) 別添1 別添1 歴史的風致維持向上計画の構成例 歴史的風致維持向上計画の構成例 計画名 計画名 「○○○歴史的風致維持向上計画」 「○○○歴史的風致維持向上計画」 ※〇〇〇には市町村名を記載 ※○○○には市町村名を記載 ※必要に応じて、副題を付すことも可能 ※必要に応じて、副題を付すことも可能 (削除) はじめに 序章 (略) 序章 (略) 第1章 歴史的風致形成の背景 第1章 歴史的風致形成の背景 (略) (略) 1. 2. 社会的環境 2. 社会的環境 (1) 市町村の合併経緯 (2) 土地利用 (3) 人口動態 (4) 交通機関 (1) 土地利用 (2)人口動態 (3)交通機関(4)産業 (5) 産業 (6) 観光 3. 3. (略) (略)

- 4. 文化財等の分布状況
- (1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定文化財 (3) 市町村指定文化財
- (4) 主な未指定文化財 (5) 特産品、工芸品、菓子・料理等
- (6)世界遺産、日本遺産等※
- ※世界自然遺産、世界文化遺産、世界農業遺産、日本遺産、日本農業遺産等

第2章 (略)

- 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- ※前段として、これまでの取組を記載してもよい。
- 1. (略)
- 2. 既存計画(上位・関連計画)※作成しているものを記載
- (1)総合計画 (2)都市計画マスタープラン (3)景観計画
- (4) 文化財保存活用地域計画(歴史文化基本構想を含む。)
- (5) 国指定文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画
- (7) 景観農業振興地域整備計画
- 4. (略)
- 第4章 重点区域の位置及び区域
- 1 2. (略)
- 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携
- (1) 都市計画 (2) 景観計画 (3) 屋外広告物条例 (4) 独自条例
- (5) 国指定文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画
- (7)景観農業振興地域整備計画 (8)国立公園/国定公園 (削除)
- 第5章~第8章 (略)

- 4. 文化財等の分布状況
- (1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定文化財 (3) 市町村指定文化財
- (4) 主な未指定文化財 (5) 特産品、工芸品、菓子・料理等

第2章 (略)

- |第3 章歴史的風致の維持及び向上に関する方針 ※前段として、これまでの取組を記載してもよい。
- 1. (略)
- 2. 既存計画(上位・関連計画)※作成しているものを記載
- (1)総合計画 (2)都市計画マスタープラン (3)景観計画
- (4) 文化財保存活用地域計画(歴史文化基本構想を含む。)
- (5) 国指定文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画
- 4. (略)
- 第4章 重点区域の位置及び区域
- (略) 1 • 2.
- 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携
- ※なお、下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示すること。┃※なお、下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示すること。
 - (1) 都市計画 (2) 景観計画 (3) 屋外広告物条例
 - (5) 国指定文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画
 - (6) 国立公園/国定公園 (7) 都道府県指定の地域産業資源
 - 第5章~第8章 (略)

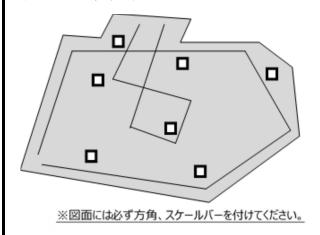
別添2 別添2 歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト 歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト 1. (略) 1. (略) 2. 歴史的風致を形成する建造物等 2. 建造物等 □50年以上の歴史を有することが分かる。 □50年以上の歴史を有することが分かる。 (正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、【(正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、 類推される年代などを記載することも可。文化財指定を受けている必要はない。<mark>なお</mark>、■類推される年代などを記載することも可。文化財指定を受けている必要はない。 文化財指定等されているものについては、その指定等により歴史性を有すると認めら れるため、50年以上の歴史を有するものとして取扱う。) □建造物等の造りや特徴が分かる。 □建造物等の造りや特徴が分かる。 (多数の建造物で歴史的なまちなみを形成している場合は、そのまちなみの概要とし (多数の建造物で歴史的なまちなみを形成している場合は、そのまちなみの概要とし て、代表的又は典型的な建造物の年代や造り、特徴などを記載する。) て、代表的又は典型的な建造物の年代や造り、特徴などを記載する。) 3. 歴史的風致を形成する活動 3. 活動 (2. より先に記載することや、2. と併せて記載することも可) (2. より先に記載することや、2. と併せて記載することも可) □50年以上の歴史があることが分かる。 □50年以上の歴史があることが分かる。 (正確に分からない場合は、文献にその活動が記載されていることなどをもって、類▋(正確に分からない場合は、文献にその活動が記載されていることなどをもって、類 推される年代などを記載することも可。なお、文化財指定等されているものについて┃推される年代などを記載することも可) は、その指定等により歴史性を有すると認められるため、50年以上の歴史を有する ものとして取扱う。) □目に見える活動など、外から見える活動や雰囲気が感じられる活動であることが望┃□目に見える活動など、外から見える活動や雰囲気が感じられる活動であることが望 ましい。 ましい。 □行政のみで行っている内容だけでなく、地域住民の活動がある。(文化財指定を受 □行政のみで行っている内容だけでなく、地域住民の活動がある。(文化財指定を受 地域住民との連携が継続していることを記載する必要がある。)

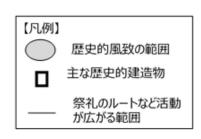
- □変遷、規模、内容などを記載することで、活動の概要が分かる。
- いることが分かる。
- ことはできる。

4. (略)

5. まとめ

- □歴史的風致としてまとめられた市街地の環境(複数ある場合は、そのまとめ)が 良好だと感じられる。
- □建造物等と活動の広がりを踏まえ、歴史的風致の範囲を表現できている。(図示 することが効果的)





けている必要はない。なお、例えば行政が行っている教育や調査を記載する場合は、「けている必要はない。なお、例えば行政が行っている教育や調査を記載する場合は、 |地域住民との連携が継続していることを記載する必要がある。)

□変遷、規模、内容などを記載することで、活動の概要が分かる。

- □10年程度の断絶がある場合(10年以上の期間ごとに開催される祭礼など、長期┃□10年程度の断絶がある場合(10年以上の期間ごとに開催される祭礼など、長期┃ 間ごとに定期的に実施されるものを除く。)、再開した活動が、歴史や伝統を反映して【間ごとに定期的に実施されるものを除く。)、再開した活動が、歴史や伝統を反映して いることが分かる。
- ※50年未満の活動であっても、歴史的風致を補完する内容として、計画に記載する

 ※50年未満の活動であっても、歴史的風致を補完する内容として、計画に記載する ことはできる。

4. (略)

5. まとめ

- □歴史的風致としてまとめられた市街地の環境(複数ある場合は、そのまとめ)が 良好だと感じられる。
- □建造物等と活動の広がりを踏まえ、歴史的風致の範囲を表現出来ている。(図示 することが効果的)

